

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進**1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築****（1）現状と課題**

デジタル・ネットワークの発達には、地理的・空間的な制約を解消し、あらゆる情報がデジタル化されて大量に蓄積され、誰もがそれにアクセスすることを可能とした。さらに、IoT、ビッグデータ（BD）などの技術革新は、デジタル・ネットワークにつながる人や物を増大させ、全世界で生成・流通する情報量の爆発的な増大と情報の内容の多様化を起している。そこに人工知能（AI）を結び付けることにより、大量の情報を集積し、それを組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。

他方で、大量に生成・収集される情報の中には、コンテンツなど著作権で保護されている情報が混在することが想定されるため、情報の種類、利用の態様、新しい情報の創出への影響などを踏まえつつ、イノベーション創出と知財保護のバランスを図っていくことが必要である。

また、更なる技術革新により、人工知能によって自律的に生成される創作物（以下「AI創作物」という。）や物の形状を完全に再現できる3Dデータ、センサー等から自動的に集積されるデータベースなど新たな情報財が生まれてきている。AI創作物が人間の創作物と質的に変わらなくなった場合にAI創作物を知財制度上どのように取り扱うかなど新しい時代に対応した知財システムの在り方について、検討を進めていくことが必要である。

さらに、デジタル・ネットワークの発展により、国境を越えたインターネット上の知財侵害が深刻さを増してきている。インターネットの世界には国境がなく、現実世界を前提とした既存の法制度では対応に限界があると指摘する声もある中、対応の在り方について検討を行うことが必要である。

このような問題意識の下、知的財産戦略本部に「次世代知財システム検討委員会」を設置し、IoT・ビッグデータ・人工知能などデジタル・ネットワークの発達を最大限に活用することで、新たなイノベーションを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの在り方について議論を行った。

その取りまとめを踏まえ、課題と今後の方向性を整理すると、以下のとおりである。

<デジタル・ネットワーク時代の著作権システム>

デジタル・ネットワークの進展により、ビッグデータを活用した新規ビジネスや消費者による新たな形態の情報発信など、新しいイノベーションの可能性が高まり、価値の創造が促進されている。例えば、インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービス、大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが想定されている。さらに、生成される情報量自体が爆発的に増加し、それを分析するコンピューターの処理能力が飛躍的に向上する中、どのような情報を集め、分析し、活用するかについては、現在想定されているものも含め、多種多様な形態

が現れるものと考えられる。その中には、人工知能が対象となる情報の特徴の把握・分析を行う中で見出される方法など、これまで人間の発想では思い付かなかったような情報の利活用方法が価値を生み出していくことも起こり得る。

一方で、ビッグデータや消費者が利用する情報の中には、著作権のある情報（著作物）が混在し得る。著作物を利用する際には、著作権者の許諾を事前に得ることが原則であるが、特に、大量・不特定の情報を利用する場合、全ての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能である。また、一部の情報について許諾が取れたとしても、より多様な情報を利用することで付加価値の高いサービスが提供されることも考えられる。

人工知能の活用など、デジタル・ネットワークの発展により著作物を含む情報の利活用が一層多様化していく中で、イノベーションの促進に向けて、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムを目指していくことが必要である。その際には、著作権制度を取り巻く課題は複層的なものであり、その対策についても一つの政策手段で全てを解決しようとするのではなく、無償の権利制限規定、報酬請求権付きの権利制限規定、著作権等の集中管理、著作権者不明等の場合の裁定制度など多様な政策手段の中から適切なものを選択し、課題に対し柔軟に解決を図る「グラデーションのある取組」を進めていくことが必要である。具体的には、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑みて適切な柔軟性のある権利制限規定を創設すること、権利制限になじみにくい利用について円滑なライセンスの仕組みを設けていくこと、権利者不明著作物等の利用に関する文化庁長官による裁定制度について利用者の負担を更に軽減することなどの取組を進めていくことが必要である。

我が国の企業や大学等においては、このような制度等を積極的に活用しつつ、デジタル・ネットワーク時代の技術革新の目まぐるしいスピードに対し果敢に挑戦していくことが期待されるとともに、次々に起こり得る技術革新へ柔軟に対応できる制度の整備を迅速に行っていくことが必要である。

<新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築>

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展により、人間が創作した情報を幅広く保護対象とする著作権法の根底にある「創作性」⁴という概念では説明のできない価値ある情報が出現してきている。例えば、人工知能から生み出される音楽や絵画、人間の動き、物の挙動といった現実世界に起きていることを機械的に記録するビッグデータなどが想定される。

このような新たな情報財は、それを活用した新しいイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す可能性を有しており、我が国としてその創出・利活用に積極的に取り組むとともに、それに必要な知財システムの在り方について検討することが必要である。

⁴ 著作権法第2条第1項において、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

(人工知能によって生み出される創作物と知財制度)

人工知能が既存の情報から特徴を抽出し学習する中で、人工知能によるオリジナルの創作が現実のものになってくると考えられる。既に、音楽やロゴマーク、短編小説等の比較的パターン化しやすい創作物については、人工知能を利用した創作やその研究開発が行われている。人工知能による創作は、新たなイノベーションや人間社会を豊かにする新しい文化を生み出す大きな可能性を有しており、我が国として、人工知能による創作に積極的に取り組んでいくことが必要である。

現在の知財制度上、人工知能が自律的に生成した生成物は、それがコンテンツであれ技術情報であれ、権利の対象にならないというのが一般的な解釈である⁵。しかしながら、人間の創作物とAI創作物を外見上見分けることは通常困難である。このため、「AI創作物である」と明らかにされている場合を除き、人間の創作物と同様に取扱い、その結果、一見して「知的財産権で保護されている創作物」に見えるものが爆発的に増大する可能性がある。

このような変化に対応していくため、AI創作物に対する保護の必要性・可能性や、AI創作物が既存の知財制度に与える影響など、AI創作物の出現に対応する知財システムの在り方について、検討を進めていくことが必要である。

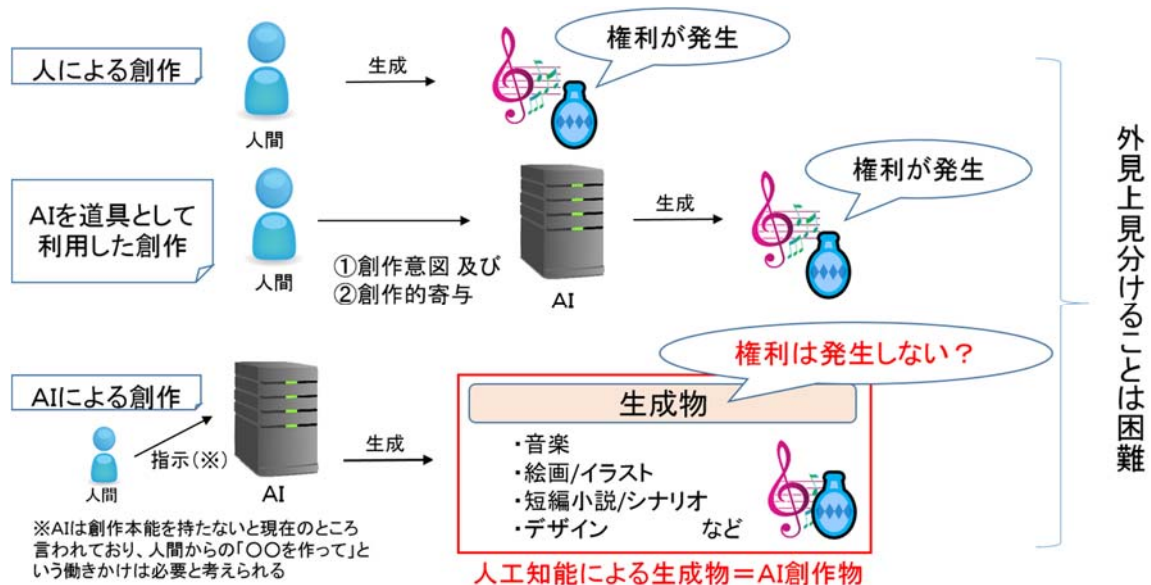
AI創作物のうち、著作物に該当するような情報である音楽、小説といったコンテンツは、著作権制度が無方式主義をとっているため、創作と同時に知財保護が適用され、権利のある創作物に見えるものが爆発的に増える可能性が懸念されることから、優先的に検討していくことが必要である。その際、あらゆるAI創作物(著作物に該当するような情報)を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の観点から、市場に提供されることで一定の価値(ブランド価値など)が生じたAI創作物については、新たに知的財産として保護が必要となる可能性があり、知財保護の在り方について具体的な検討が必要である。

また、例えば発明に該当するような新たな技術については、新規性や進歩性等を審査した上で登録がなされない限り権利は生じないが、人工知能を活用して生み出された創作物が知的財産として出願されることも考えられるため、制度の在るべき姿について今後検討を行うことが必要である。

なお、AI創作物に対応する知財システムの検討と併せて、人工知能による創作活動を促進するために必要不可欠なビッグデータの利活用促進に向け、データ流通環境の円滑化が重要である。そのため、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、データ流通における個人の関与の仕組み(個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム)など、データの共有・利活用がなされやすい環境整備について検討を進めていくことが必要である。

⁵ 現行法制度上、人工知能が自律的に生成した生成物(著作物に該当するような情報)は、「思想又は感情を創作的に表現したもの(著作権法第2条第1項)」ではないため著作物に該当せず、著作権も発生しないと考えられる。また、人工知能が自律的に生成した生成物(発明・デザイン等)については、発明の主体が「産業上利用することができる発明をした者(特許法第29条)」でいう自然人ではないため、特許等の対象にならないと考えられる。なお、人工知能が自律的に生成した生成物のうち商標については、商標法による保護対象となることが考えられる。

【A I 創作物と現行知財制度】



(3Dプリンティングと知財制度)

3Dプリンティング技術の進展や3Dプリンターの普及により、特別な生産設備や技術を持たない家庭や地域の工房において、ものづくりが可能になっていくと考えられる。また、3Dデータをインターネット経由で交換・共有させることで、製造業による物流コストの低減、個人による作品・製品の発信、ネット上での多人数参加型のものづくりなど、製造業に大きな構造変化が起こると考えられる。さらに、3Dスキャニング技術の進展により、物として流通していたものもデータとして流通するなど、将来的には物と情報の垣根がなくなることが予想される。

こうしたものづくりの革新がもたらす社会環境の変化に対応するため、3Dデータの知財制度上の保護や模倣品の流通・生産対策、個人のニーズに合わせた製品づくりへの対応など3Dデータの利活用について、我が国知財システムとしての対応の方向性について検討を進めていくことが必要である。その上で、当面の具体的な取組として、知的財産権によって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要である。

(ビッグデータ時代のデータベースの取扱い)

デジタル・ネットワークの進展や物がインターネットにつながるIoTの発展、情報を記憶する装置の容量の増大・低コスト化により、現実のあらゆる事象からデータを取得し蓄積したビッグデータの活用が可能となる中、それを分析することで新製品やサービスの開発・提供に結び付けるなど、付加価値の源泉としてビッグデータが大きな価値を持つようになってきている。また、ビッグデータのうちインターネット上での視聴・消費行動等に関する情報やセンサーから得られる情報などについては、自動的に集積されるというこ

とが起きつつある。さらに、人工知能技術の進展により、人間の詳細な指示を受けずに情報を収集し続けることも増えていくと考えられる。このように、様々な態様のデータベースが出てきている中、現行の著作権法では保護が難しいと考えられる「創作性が認められにくいデータベース」について、海外の動向や契約等による保護の実態等に照らしつつ、保護の要否や方法について検討を進めることが必要である。また、公的研究資金による研究成果を格納しているデータベースについては、オープンサイエンスに係る動向を踏まえつつ、オープン化と保護の在り方について、引き続き検討が必要である。

<デジタル・ネットワーク時代の国境を越える知財侵害への対応>

デジタル・ネットワークの進展により、知財制度上保護されている情報がインターネット上で不正流通する事態が増加している。特に、アニメ・マンガ、映画、音楽などのコンテンツ産業は、国境を越えるインターネット上の知財侵害行為の拡大により、既に大きな影響を受けている。

我が国では、インターネット上の知財侵害に対して官民を挙げて様々な対策を講じてきており、一定の成果をあげているものの、近年、インターネット上の知財侵害は、より巧妙化、複雑化し、営利を目的としたものに変化しており、侵害コンテンツを提供するサーバーを国外に設置するなど、国を基本とした従来の知財制度では対応が難しい事例が顕在化している。

例えば、日本国内向けに海賊版DVDなどを販売する海外のeコマースサイトについては、サイトの運営者が所在していると見られる国の関係当局に対し繰り返し対応を促しているものの、当該サイトを管理するサーバーが自国外に設置されている等の理由により、対策が取られないまま侵害行為が続いている。また、侵害コンテンツ本体を検索されにくくする一方で、消費者を侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するサイト（以下「リーチサイト」という。）は、現在の著作権法上、侵害行為に該当するかどうか明らかでないとして、当該リーチサイト運営者に対して削除要請を行っても対応がなされないなど、現行制度での対応が難しい実態も生じている。さらに、リーチサイトが海外のサーバーに置かれている場合も多く、対応を一層困難にしている。

このように、海外のサーバーから我が国市場に侵害コンテンツを発信することにより利得を得る、消費者を侵害コンテンツに誘導することにより広告収入を得るなど、コンテンツ産業に多大な影響を与える悪質な行為が存在している。

このような悪質な知財侵害行為に対しては、より一層の対応強化が必要である。具体的には、侵害コンテンツの違法流通に現に大きな役割を果たしているリーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為に対し法制面の検討を含めた対応を進めること、侵害コンテンツを提供するサイト等の運営資金となっているオンライン広告への対応を進めることなどが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

- ・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も含め具体的な検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善)

- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

(円滑なライセンス体制の整備・構築)

- ・権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)
- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)等、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備)

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した

教育における著作権制度及びライセンス体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年中に導入に向けた検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・教育現場においてICTを利用するに当たり、学校間、学校・家庭が連携した新たな学びを推進するための指導方法の開発、端末やシステムの設置に係るコスト、教材・学習履歴の保存・活用の在り方等の課題の解決に資するため、クラウド技術等を活用した実証研究を引き続き実施する。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

<<新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築>>

(人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討)

- ・AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。(短期・中期)(経済産業省、内閣府、関係府省)
- ・現行の知財制度では権利の対象となっていないAI創作物など新しい情報財と知財制度の関係について、国際的な議論を惹起する観点から、我が国における検討状況の海外発信に努める。(短期・中期)(内閣府)

(データの共有・利活用に関する環境整備)

- ・個人に関するデータも含め、多種多様なデータを社会全体で有効に共有し、活用する環境を整備する必要性に鑑み、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、データ流通における個人の関与の仕組み(個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム)等について検討を行う。(短期・中期)(内閣官房、関係府省)
- ・データ集積等における優位性が固定化される可能性が懸念されるプラットフォームなどオンライン関連事業について、競争環境の実態把握を進める。(短期)(公正取引委員会、経済産業省)

(オープンサイエンスに対応する知財システムの検討)

- ・公的研究資金による研究成果や研究データのオープン化と利活用を促進するため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などについて具体的な検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・公的研究資金による研究成果のうち、論文のエビデンスとしての研究データ及び当該データを格納するデータベース構築と情報サービス提供に向けた考え方について、オープンサイエンス推進に係る我が国の取組や国際的な動向等を踏まえつつ引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、研究データシェアリングの

プラットフォーム構築について検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)

(産業構造の変化に対応した産業財産権制度等の構築)

- ・ I o T ・ ビッグデータ ・ 人工知能などに代表される第 4 次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。(短期・中期)(経済産業省)

<<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・ リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)
- ・ オンライン広告対策に関し実態調査を行うとともに、それを踏まえつつ、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的な検討を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・ ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為における知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う。(短期)(経済産業省)
- ・ インターネット上の知財侵害対策の実効性を高めるため、プラットフォームとの連携の促進に取り組む。(短期・中期)(総務省)
- ・ インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及・啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。(短期・中期)(文部科学省)

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

(1) 現状と課題

現在、IoT・ビッグデータ・人工知能などの新たな技術の発展に伴い、経済・社会構造を根底から変え得る第4次産業革命が進展しつつあり、こうした新たな時代においては、「つながる」ことがキーワードである。「つながる」ことは、他のプレーヤーと連携したオープン・イノベーションの重要性をますます高めることになり、インバウンド型（自社の外部からの技術・知識の取込み）とアウトバウンド型（自社の技術・知識の外部への提供）の双方でオープン・イノベーションの更なる進展が期待され、複線的なイノベーションサイクルの戦略的活用がますます重要になる。

一方、オープン化の要請は、ノウハウの流出リスクを高めるとともに、自社がクローズ化するコア領域の見直しを迫ることにもなる。すなわち、「オープン&クローズ戦略」に代表されるような知財マネジメントにおいても、クローズ戦略としては、知的財産権として権利化して独占的に実施・ライセンスすること、権利化せずにノウハウ（営業秘密）として秘匿すること、また、オープン戦略としては、権利化して広くライセンス供与（場合によっては無償許諾）すること、あるいは、権利化せずに公開すること、標準化により市場を拡大しつつ先行者利益を確保すること、さらには、契約を活用することなど多様な手法を駆使することが必要になると考えられる。

第4次産業革命時代を迎える我が国の知財戦略は、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実践していくことが重要である。そのためには、第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、オープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携（中小・ベンチャー企業と大企業の連携など企業間連携）を更に活性化させるとともに、知的財産権として権利化すべきものは確実に権利化しつつ、標準化や営業秘密としての秘匿化を含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となるプロイノベーションの知財システムを構築していく必要がある。

産学連携及び産産連携は、橋渡しや事業化支援機能の中核を担う人材が大きな役割を担っている。このような人材としては、ビジネス経験を有する企業のOB・現役の人材を含め、知的財産を活用しながら大企業や大学にとどまらず、地域の中小企業支援関係者と連携し、マーケティング、マッチング、プロデュースを行うことができる者が求められる。

「知的財産推進計画2015」においては、そのような人材の育成と確保、そのネットワーク化を図っていくことが重要であることを強調し、関係府省において、政策目的に応じた橋渡し・事業化支援人材の配置と連携などの取組を進めている。それらの取組をイノベーション創出として結実させていくためには、長期的な視点に立って、各施策を積極的に実施していくことが必要である。

とりわけ、産学連携については、これまでは教授対企業研究者というような個人レベルの連携が大多数であったが、イノベーション創出に向けた本格的な産学連携に対する産業界側からの期待が高まっている中、大学も組織として産学連携に対する関与を強め、組織レベルの連携を深めていくことが重要である。今後は、産業界と大学との対話を進め、大

学自身が第4次産業革命に伴う産業構造の急激な変化について理解し、大学経営戦略の一環として、今後想定される時代の変化に即した高度な知財マネジメントの実践に取り組んでいくことが必要である。

また、大企業・大学間の連携については、産学が共同したベンチャー企業育成に向け、東京大学と一般社団法人日本経済団体連合会が「東大・経団連ベンチャー育成会議」を設立し、大企業・大学・大学発ベンチャー企業間の多様な連携に向けた取組が推進されており、こうした動きを更に全国に拡大していくことが期待される。

さらに、農林水産分野においては異分野を含む産学官金の知を結集して新たな産学連携研究を推進する仕組みである「知の集積と活用」の構築が進められているところ、この場においても高度な知財マネジメントを実践し、農林水産分野のイノベーション創出を図っていくことが求められる。

標準化戦略については、我が国において、「国際標準化戦略アクションプラン」（2012年3月最終改定）及び「標準化官民戦略」（2014年5月策定）を踏まえて、各分野において官民が協力して国際標準化を先導する取組がなされているとともに、我が国企業の優れた技術・製品の標準化を推進しているところである。また、国際的には、WTO・TBT協定やWTO・政府調達協定等を背景に、欧米のグローバル企業においては、国際標準化活動はオープン&クローズ戦略の一環として自社の将来の利益や成長を左右する活動であると認識されており、現地法人を通じて複数国の標準化機関の代表者になることにより、国を越えて複数票を獲得するなど、戦略的な標準化を進めている。さらに、新興国の企業においても、国際標準化機関の要職を確保するとともに、多くの若手人材を国際標準化会合に派遣することで標準化人材の育成を図るなど、戦略的な国際標準化活動を強化しつつある。

こうした中、我が国において、オープン&クローズ戦略の一環としての標準化活動は、競争力を確保してグローバル市場を獲得していく観点で経営戦略に組み込んで取り組んでいくことが重要であり、こうした企業の取組を支援していく必要がある。特に、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を促進するため、案件発掘から標準策定までを一気通貫で支援するとともに、中堅・中小企業等による海外認証取得を支援する取組を推進することが重要である。

また、今後、世界的な成長が期待でき、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野や国際的な競争が激化している先端技術分野における国際標準化は、個別の企業では対応が難しい場合があるため、国立研究開発法人が核となって標準化を進めるなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で整備することが求められる。

あわせて、このような社会システム分野や先端技術分野における国際標準化と中堅・中小企業等の知財・標準化戦略を支える人材を確保するため、大学での標準化教育の拡大等による人材育成を進めるとともに、各企業における事業・経営戦略に標準化を組み込み、その担い手を継続的に発掘・輩出する仕組みを構築していくことが必要である。

また、個別分野においては、IoT・ビッグデータ・人工知能を活用した多様なサービスが創出されることを想定して、情報通信インフラなどの関連する技術分野での標準化を推進するとともに、グローバル化が進展し、成長が期待される食品分野などについても、戦略的に国際標準化を推進することが必要である。

営業秘密の保護については、2015年1月に「営業秘密管理指針」が改訂され、2016年1月には改正不正競争防止法が施行され、営業秘密侵害に対する抑止力の向上とIT環境の変化等に応じた処罰範囲の整備のため、罰金の引上げ、非親告罪化や未遂行為の処罰対象化が進められたところである。また、2016年2月には秘密情報の漏えいに関する対策事例を記載した「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されており、今後はこの周知・普及活動が必要である。

官と民との連携については、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」で公表された「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた「行動宣言」（2015年1月）を踏まえ、2015年7月の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行うため、「営業秘密官民フォーラム」が開催されたところである。同取組について、今後も継続的に実施する必要がある。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化に向け、オープン・イノベーションを念頭に置きつつ、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを浸透させていくため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

① 産学・産産連携の機能強化

<<産学・産産連携機能の強化>>

（産学共創プラットフォームによる共同研究推進）

- ・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成を実施する。（短期・中期）（文部科学省）

（地域イノベーション・エコシステム形成プログラム）

- ・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置する。（短期・中期）（文部科学省）

（ベンチャー創出支援強化）

- ・アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）等のイノベーション創出支援事業への移行を促進する。（短期・中期）（文部科学省）

(橋渡し・事業化支援機能の整備)

- ・地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長に資するよう、大学、協力企業、金融機関等の外部リソースとのマッチングによる体制整備等を支援する。また、支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案／販路開拓等を支援する。(短期・中期)(経済産業省)

(橋渡し・事業化支援人材の連携)

- ・事業プロデューサー、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)

(「知の集積と活用」における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知の集積と活用」において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)(農林水産省)

<<大学等の知財戦略強化>>

(大学の知財マネジメントの強化)

- ・大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(一気通貫の知財マネジメントの普及)

- ・マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う知財マネジメントの普及・発展を目指し、先進的な大学・TLO等と全国の大学等との連携強化の促進等を通じて、大学等において高度な知財マネジメントを実践できる体制強化を促進する。(短期・中期)(文部科学省)

(産学連携機能評価による活動改善の促進)

- ・大学・TLOの産学連携活動の実態を踏まえて策定された「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」(2016年3月)の普及により、各大学において自己の目標に応じた自主的な産学連携改善活動を行うことを促す。また、各大学・TLOから産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果について

も各大学・TLOへのフィードバックを行う。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)

(産学連携機能強化に向けた大学の内部評価力の強化)

- ・大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握し、適切な戦略を策定して実行するために、客観的かつ定性的な情報に基づいて大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化を行い、大学自身による内部評価力を高めることで産学連携機能の強化を促進する。(短期・中期)(経済産業省)

(大学における知財活用の推進)

- ・大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援を充実する。(短期・中期)(経済産業省)

(共同研究成果取扱いの在り方)

- ・大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、研究成果の柔軟な取扱いを含めた共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(概念実証に向けた支援策の整備)

- ・大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施について支援する。(短期・中期)(文部科学省)

(公的研究機関の知財・標準化戦略強化)

- ・優れた知財・標準化戦略の策定・実践を進めている公的研究機関(例えば国立研究開発法人産業技術総合研究所)等の取組を参考にしつつ、公的研究機関における知財・標準化戦略の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

(農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化)

- ・農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、2016年4月の法人統合を契機として人材育成も含めて知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)(農林水産省)

<<国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化>>

(国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化)

- ・国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月 経済産業省)も参考にしつつ、引き続き、国

の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

(農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント)

- ・農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてICTやロボット技術等の異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期)(農林水産省)

② 戦略的な標準化

<<戦略的な標準化の推進>>

(社会システム分野や先端技術分野における国際標準化)

- ・第4次産業革命時代を見据え、今後の世界的な成長が期待され、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野や我が国の優位性を発揮できるロボット等の先端技術分野について、他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を推進するとともに、国立研究開発法人が有する知見等を活用して標準化推進体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・融合技術や先端技術に係る標準化に対応する「新市場創造型標準化制度」の活用や、自治体や産業支援機関、金融機関、認証機関等の幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用・拡充、地方創生推進交付金の活用などによる地域の優れた技術・製品が有する性能などの地域ぐるみの標準化の支援により、案件発掘から標準策定や認証取得に至るきめ細やかな支援体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

- ・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得に関する支援を行うため、TPP協定を契機とした中堅・中小企業の海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」への認証機関の参加や、試験・認証機関が独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の相談窓口とも連携して行う個別相談への対応などを推進する。(短期・中期)(経済産業省)

(標準化を担う人材の量的・質的拡充)

- ・国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人材を育成するための管理職、営業職等を対象とした人材育成プログラムを引き続き実施する。(短期・中

第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化

(1) 現状と課題

知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、経済のグローバル化が進展する中、その重要性はますます高まっている。知的財産の保護が進んでいるドイツや米国は強い立場を享受しているとして、我が国においても科学技術の発展や国内外の技術流通の強化のためには権利行使に関わる諸制度などの整備が必要であるとの指摘がなされている。

こうした中、「知的財産推進計画2015」において、我が国の知的財産を活用し、国際競争力を高める観点から、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることとされた。また、訴訟遂行の負担に関連して中小企業への必要な措置について検討することとされた。

これを受け、知的財産戦略本部に「知財紛争処理システム検討委員会」を設置し、知財紛争処理システムに関する総合的な検討を行った。この検討に当たっては、利用者の視点、経済的合理性の視点、国際的視点の3点を基本的視点として、イノベーション創出を通じて我が国産業の発達につなげていくとの観点から、特許権侵害訴訟を念頭に置いて、証拠収集手続、損害賠償額、権利の安定性、差止請求権の在り方、中小企業への支援や地方における知財司法アクセスなどについて議論を行った。

その取りまとめを踏まえ、課題及び今後の方向性を整理すると以下のとおりである。

証拠収集手続については、特許権侵害の証拠は被疑侵害者側に偏在しているという特殊性があり、特に、侵害行為が侵害者側で行われる製造方法特許等については立証が困難である。特許法には書類提出命令などの民事訴訟法の特則が導入されているが、依然として不十分であるとの指摘がある。

訴え提起前の手続に関しては、現行の民事訴訟法に基づく手続の認知及び活用が進んでおらず、その要因が必ずしも明確になっていないこと等の課題がある。

訴え提起後の手続に関しては、①争点整理段階においては、被疑侵害者が侵害行為を否認するときは自己の具体的態様を明示しなければならないという義務（以下「具体的態様の明示義務」という。）の履行に消極的であり、被疑侵害者を争点整理段階に積極的に参加させるという趣旨が必ずしも十分に実現されていない場合があること、②証拠調べ段階においては、当事者の申立てにより相手方に対して発令される書類提出命令の発出例が少なくその活用が必ずしも十分に図られていない場合があること、③裁判所において証拠の必要性と被疑侵害者の営業秘密の保護の必要性のバランスを図って対応することが難しい場合があること等の課題がある。

以上を踏まえ、営業秘密の保護や濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続が実現されるよう、書類提出命令を容易に発令できるようにするための仕組みや証拠調べにお

ける査察制度（裁判所が選任した中立的な第三者の専門家が被疑侵害者に対して査察（工場等への立ち入り調査等）を行う制度）の導入等について、検討する必要がある。

損害賠償額については、特許権が無体物に関する権利であるため、その侵害を物理的に防止することは難しく、その発見も困難な場合があるため、侵害による損害の特定と立証が困難であるという特徴がある。特許法には損害賠償額算定の特則があり、1998年改正でも、新たな算定ルールの導入（同法第102条第1項）や妥当な実施料相当額認定を可能とするための修正（同条第3項）が行われたが、十分でないとの指摘がある。また、特許権侵害の場合は、技術的な判断の難しさ等から、刑事罰が実質的に機能せず、現行特許法の考え方とは異なる方策を考える必要があるとの指摘がある。

現行特許法の規定のうち、同法第102条第2項に関しては、適正な損害額の証明を容易にするため、侵害者が得た利益は損害の額と推定する規定となっており、損害の額が侵害者の得た利益額より少ないことを侵害者が証明した場合には、その証明した分が覆滅されると考えられる一方で、明文の規定のない「寄与率」という概念により、本来想定した覆滅分に係る侵害者の立証責任が権利者の立証責任に実質的に転換させた運用になっている場合があること、また、覆滅分に係る立証責任が侵害者にあることを明確にしている同条第1項についても、「寄与率」という概念が使われる場合があること等の課題がある。

さらに、同条第3項に関しては、侵害が発見された場合に支払う賠償額が、誠実にライセンスを受けた者と同じ実施料相当額では侵害のインセンティブを助長しかねないことに鑑み、特許発明の価値や当事者の業務上の関係や侵害者が得た利益等の訴訟当事者において生じている諸般の事情を考慮して、より高額の実施料相当額を認定できるように「通常」という文言を削除する改正が1998年に行われた一方で、その趣旨にもかかわらず、訴訟当事者間の係争状態の段階を考慮した額の認定は行われにくく、侵害行為による価値の毀損分を考慮するという考え方も必ずしも取られていないこと等の課題がある。

以上を踏まえ、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額が認められるよう、通常の実施料相当額を上回る額の算定を容易に行い得るようになるための方策及び実態に即した弁護士費用等の知財訴訟に必要な費用の請求を容易に行い得るようになるための方策等について、検討する必要がある。

権利の安定性については、特許権付与後に特許庁（無効審判等）と裁判所（特許権侵害訴訟）においてその有効性の有無を判断する仕組みがあるが、権利者と被疑侵害者との攻撃防御のバランスが被疑侵害者に有利ではないかとの指摘がある。

紛争処理段階に関しては、豊富な知識及び経験に基づく高度な技術的専門性を求めるユーザーニーズや裁判所と特許庁の判断基準の統一を求めるユーザーニーズがある一方で、現行制度では、専門官庁である特許庁の判断を裁判所が参考にする仕組みが必ずしも十分ではない状況である。また、侵害訴訟における特許権の有効性・訂正に関する主張の際の権利者と被疑侵害者の負担のバランスについて、権利者側の負担がより重い状況になっている。さらに、特許権は無効とならない限り有効であるため、権利の有効性を信じた特許権者等を保護する観点から、無効審判と侵害訴訟のいずれにおいても、権利を無効とする際には、より慎重な判断をすることが求められる。

以上を踏まえ、特許権の有効性に関する特許庁の判断を裁判所がより参照できるようにするための制度や侵害訴訟における訂正の再抗弁の要件緩和等について、検討する必要がある。

権利付与段階に関しては、特許庁における審査・審判の質の向上に向けた取組を更に進めることや弁理士・出願人といった特許の出願側においても一層の対応が必要である。

差止請求権については、産業の発達という観点から発明の独占的实施を認める特許権の根幹であり、これを一律に制限することは、グローバル化した企業間紛争の中で、ライセンス交渉に影響を与え、正当な権利行使が阻害され、研究開発費を回収できなくなるなど特許権の価値を著しく損なうおそれがある。したがって、その制限は例外的に行われるべきであり、標準必須特許やP A E²⁰の場合であっても、当面、一律に制限するのではなく個々の事案ごとに対応する必要がある。

中小企業の知財訴訟の利用に対する支援については、人的リソースの問題と裁判に関する経費の問題への対応がある。人的リソースの問題に関しては、知財総合支援窓口やよろず支援拠点、知的財産支援センター、ひまわり中小企業センター、弁護士知財ネットなど官民が様々な形で取り組んでいるが、実際には、経験豊かな弁理士や弁護士になかなかたどり着けない場合がある等の課題がある。また、裁判に関する経費の問題に関しては、中小企業には経営に及ぼす影響が大きいことを踏まえて、中小企業が利用可能な知財分野も含む訴訟費用保険の一層の整備が有益であると考えられ、中小企業が十分に活用できる方策について検討することが必要である。

地方における知財司法アクセスについては、特許権に係る第一審の裁判管轄が東京及び大阪地方裁判所に限定されていることを踏まえると、テレビ会議システムの一層の利用の促進が求められる。なお、裁判管轄の拡大については、知的財産を専門とする人材が地方に浸透すること等が期待されるが、管轄の集中により裁判官の専門性が向上した側面や事案件数の動向も勘案する必要がある。

また、知財紛争処理システムに関する情報公開は、制度に対する内外の信頼感の醸成や裁判結果の予見可能性の向上の観点に加えて、我が国の企業の海外進出や国際的なルール作りへの関与などの国際的視点からも重要であり、積極的な対応が求められる。

知財紛争処理システムの機能強化のためには、知財訴訟において、証拠収集手続における書類提出命令や損害賠償額の算定規定である特許法第 102 条第 1 項及び第 2 項に関する推定覆滅事由等について、納得感や透明性、説明責任に配慮した適切な運用が期待される。また、知財訴訟等に関する企業の経営層の意識啓発も重要であり、啓発活動の強化が期待される。

²⁰ P A E (Patent Assertion Entity: 特許主張主体)

特許を保有しているが、事業は行っていない主体(大学や研究機関を含む)を特許不実施主体(Non-Practicing Entity: N P E)と呼び、この中で権利行使をビジネスの中心に捉える主体。

知財紛争処理システムの在り方については、我が国の状況のみならず、国際的な状況についても引き続き注視しつつ、その定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、適切かつ公平な証拠収集手続の実現、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性の向上などに向けた総合的な対応を進めるとともに、中小企業や地方における知財訴訟利用の支援及び知財訴訟に関する情報公開・海外発信の促進を図るため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財紛争処理システムの機能強化>>

(適切かつ公平な証拠収集手続の実現)

- ・ 訴え提起後の証拠収集手続に関して、現行の書類提出命令を発令しやすくするよう、具体的態様の明示義務が十分に履行されなかった場合に同命令が発令されやすくする方策や同命令と秘密保持命令を組み合わせて発令できるようにすることや、中立的な第三者が被疑侵害者に対して査察を行う制度（提訴後査察）について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)(経済産業省)
- ・ 訴え提起前の証拠収集手続に関して、現行制度の利用例の共有等を進めるとともに、現行制度が活用されていない要因の分析及びその具体的改善策の可能性について検討する。(短期・中期)(経済産業省)

(ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現)

- ・ 現行特許法第102条第3項に関して、通常の実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)(経済産業省)
- ・ 最低保障額としての通常の実施料相当額の認定の基礎として活用できるようにするため、通常の実施料のデータベース等の作成について、その可否も含めて具体的に検討を進める。(短期・中期)(経済産業省、関係府省)
- ・ 権利者が実態に基づき弁護士費用等を請求する際の基礎として活用できるようにするため、知財訴訟に必要な費用のデータベース等の作成について、その可否も含めて具体的に検討を進める。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

(権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上)

- ・ 専門官庁によるレビュー機会の拡大としての侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度や権利の逐次安定化を図るための特許庁における有効性確認手続、侵害訴訟における訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁について、産業界を始めとした関係者の意

見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)(経済産業省)

- ・侵害訴訟における技術的専門性を更に高める観点から、公平性、中立性、透明性等の課題を解消した上で、裁判所における更なる技術的専門性の向上や裁判所と特許庁との連携強化に取り組む。(短期・中期)(経済産業省)
- ・侵害訴訟等において権利の有効性が推定されることを確認的に規定するための明らかな要件の導入の是非及び訂正審判等の要件緩和等の是非等について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)(経済産業省)
- ・安定した質の高い特許を増やしていく観点から、弁理士や出願人といった特許の出願側に一層の対応を促すとともに、特許庁における審査品質向上のためのこれまでの取組を更に進める。(短期・中期)(経済産業省)

(知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けた更なる検討)

- ・知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けた上記以外の方策について、知的財産を取り巻く国内外の状況の変化を勘案し、引き続き検討する。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

<<知財紛争処理システムの利用支援>>

(中小企業等支援)

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。(短期)(経済産業省)【再掲】
- ・中小企業の知財紛争に係る人的リソースに関する問題に対応するため、よろず支援拠点において、相談員に対してアドバイス等を行うために全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員が行う知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)(法務省、経済産業省)【再掲】

(裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化)

- ・知財紛争を含む紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続(ADR)の拡充及び活性化を図るため、知財紛争のADRを取り扱う者からの認証ADR(愛称:かいけつサポート)²¹に関する相談を通じて認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行うことにより、認証ADR実施者の拡充を図り、また、認証ADR実施者に関する情報をより広く周知し、認証ADRの利用の活性化を図る。(短期・中期)(法務省)

²¹裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により、法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスのこと。認証ADRの利用に対しては、一定の要件の下で、時効中断等の効果が付与される。

(テレビ会議システム等の活用)

- ・ 地方における知財司法アクセスの改善に向け、テレビ会議システムのより一層の利用を促進するため、その周知をより積極的に行うことを強く期待する。

<<知財紛争処理に関する情報公開・海外発信>>

(知財関係法令の海外発信及び他国における紛争処理の状況の調査)

- ・ 我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳を迅速に作成し、海外発信する。(短期・中期)(法務省)
- ・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度・実態等の調査を行い、広く発信する。(短期・中期)(法務省)

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・ 知財紛争処理システムに関する情報のうち、個別事件に関する情報や統計情報などについて、当事者への配慮やユーザーニーズ等を考慮した上で、有意義な情報の国内外への情報発信の一層の強化を強く期待する。
- ・ 主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の一層の充実を引き続き期待する。

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

(1) 現状と課題

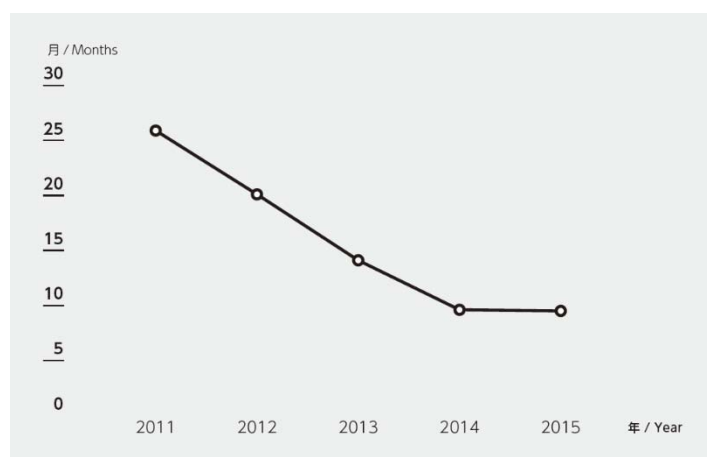
経済・社会構造を根底から変え得る第4次産業革命が進展し、知財マネジメントの手法が多様化する中、知財マネジメントのツールである産業財産権も時代やユーザーニーズに合わせてより使いやすいものとするため、その制度及び運用の改善を図っていく必要がある。また、TPP協定などを契機とする我が国企業のグローバル事業展開を一層支援すべく、我が国企業が知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し活用できる環境を実現することが重要である。そのため、世界をリードする審査を実現するとともに、それを核に、戦略的に海外知財庁等との連携や協力を進めていくことが必要である。

特許については、優れた発明を迅速かつ適切に保護してイノベーションを促進するという観点から、2013年度末に、審査請求から一次審査通知までの期間を11か月以内にするという長期目標を達成し、現在は、次の10年の長期目標として「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月、平均10か月以内とすることを目指し、取り組んでいるところである。

今後、我が国で特許を取得すれば、その審査結果が海外でも通用して、海外で権利を速やかに取得できるように、引き続き「世界最速・最高品質の審査」の実現に向け、審査官の確保等の特許審査体制の整備・強化を図っていくとともに、我が国の審査結果の国際的な発信や我が国知財システムの普及等の国際連携の推進も求められる。

また、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化を共に実現するための職務発明制度の見直しを含む「特許法等の一部を改正する法律」(2015年7月公布)が2016年4月に施行された。今後、改正特許法に基づき策定された、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針(ガイドライン)を広く周知するとともに、企業等が新たな職務発明制度に対応できるように支援していくことが求められる。

【特許審査の審査請求から一次審査通知までの期間の推移²²⁾】



²²⁾ 出典：特許庁ステータスレポート2016

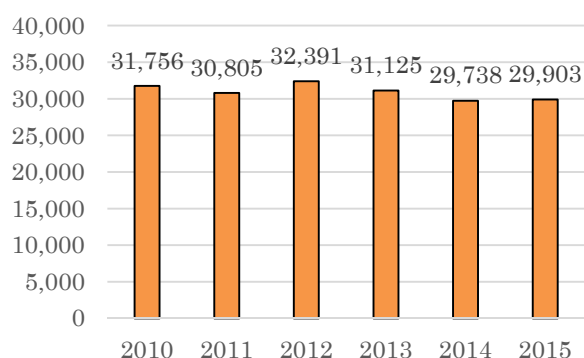
意匠については、2014年まで意匠登録出願件数が減少傾向にあったものの、2015年5月から出願受付を開始した意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願もあり、3年ぶりに増加に転じた。2016年4月からは画像デザインに関する改訂意匠審査基準に基づく審査を開始し、画像デザインによる意匠登録出願件数の増加も見込まれるところである。

今後は、改訂意匠審査基準に基づく運用について周知していくとともに、国際的視点に立って意匠制度のユーザーの利便性向上を図っていく必要がある。

商標については、2015年4月から出願受付が開始された「音」、「色彩」、「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標の出願が積極的になされている。

今後は、引き続き新しいタイプの商標を含めて迅速かつ的確な商標審査を進めていくとともに、制度調和の観点から新しいタイプの商標制度に関する我が国の取組や2016年4月から運用が開始された改訂商標審査基準について海外への発信を積極的に行っていくことも求められる。

【意匠登録出願件数の推移²³】



【新しいタイプの商標出願・登録状況²⁴】

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
4月1日の出願	481	151	192	103	32	3
出願件数	1,195	385	459	256	81	14
登録件数	46	21	0	5	19	1

また、我が国企業の事業展開のグローバル化に伴う外国の特許情報に関するユーザーニーズの高まりや、特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の業務量の増加等に鑑み、特許行政サービスの質の向上に向けた検討を進めることが重要である。

²³ 出典：検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第3回）
年の統計情報を追加して作成

資料5 特許庁説明資料を基に2015

²⁴ 出典：検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第3回）

資料6 特許庁説明資料より抜粋

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<世界最速・最高品質の審査の実現>>

(特許審査の迅速化と質の向上)

- ・世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信し、世界をリードするために、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保等の特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- ・戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(改訂審査基準の周知)

- ・2015年の全面改訂後、請求項中に用途限定のある食品の発明が特許として認められるように更に改訂された特許審査基準について、国内外のユーザーに広く周知する。(短期)(経済産業省)

(新たな職務発明制度の周知)

- ・新たな職務発明制度について、昨年の法改正に基づき策定されたガイドラインを広く企業・従業者等に周知するとともに、企業等における職務発明に関する契約・勤務規則等の整備を支援する取組を進める。(短期・中期)(経済産業省)

(意匠制度・運用の見直しの検討)

- ・我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスへの対応の検討を進める一方、例えば、図面提出の一部省略など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。(短期)(経済産業省)

(意匠分類の整備)

- ・意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を適切に運用しつつ、国際意匠分類を細分化した分類について、分類付与のための定義を作成する。(短期・中期)(経済産業省)

- ・我が国ユーザーによる中国意匠公報等の調査効率を向上させるため、国際意匠分類を細分化した分類の中国意匠公報等への付与について引き続き検討する。(短期)(経済産業省)

(商標審査基準の改訂)

- ・社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された改訂商標審査基準を英訳し、海外ユーザーへの周知を図る。(短期・中期)(経済産業省)

<<国際連携の推進>>

(新興国等への我が国知財システムの普及と浸透)

- ・TPP協定などを契機に一層グローバル化する我が国企業の活動を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(新興国等における司法の知財人材の育成支援)

- ・新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)(法務省、経済産業省、外務省)

(特許審査ハイウェイの拡充)

- ・海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの各知財庁における運用の明確化に向けた海外知財庁との協力を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(特許審査における海外知財庁との連携の推進)

- ・2015年度開始された日米協働調査試行プログラム(2年間)について、着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期)(経済産業省)

(国際調査における海外知財庁との連携の推進)

- ・特許協力条約(PCIT)に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。(短期・中期)(経済産業省)

(我が国の商標制度の発信)

- ・我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換等の機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。(短期)(経済産業省)

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・ T P P 協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後の自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等の二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、A C T A (偽造品の取引の防止に関する協定) や T P P 協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。
(短期・中期) (外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省)

<<特許行政サービスの質向上>>

(特許情報発信の強化)

- ・ 海外も含めた特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報を一括して提供可能とするなどのインフラの更なる整備を進める。(短期) (経済産業省)

(特許行政事務の高度化・効率化)

- ・ 産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の業務量の増加に適切に対応していくため、人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性を中長期的に検討する。(短期・中期) (経済産業省)